

告示

埼玉県告示第三百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都品川区上大崎三丁目一番一号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日